

労働委員会規則の一部を改正する規則（案）に関する意見募集の結果について

令和5年2月28日
中央労働委員会事務局総務課

令和4年12月26日（月）から令和5年1月25日（水）まで、労働委員会規則の一部を改正する規則(案)について御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方は、以下のとおりです。

なお、御意見については、本意見募集の対象となる事項についてのみ、掲載しています。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>地方事務所について</p> <p>中労委における審問の手续や尋問について、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議により実施することができるよう、労働委員会規則の一部改正を行うという。</p> <p>しかし、現在、中労委の地方事務所は、西日本地方事務所（大阪府所在）しか存在しない。規則改正が遠隔地の当事者の利便を図る趣旨であれば、少なくとも従前のように、北海道・東北・中部・中国・四国・九州の各地方事務所の復活や、地方労働委員会での審問手続が実現されなければ整合性がとれない。</p> <p>この点すら明確でないまま、中労委における審問の手续や尋問について、中労委と地方事務所との間でウェブ会議により実施することができるよう労働委員会規則の一部改正を行うのは時期尚早であり、説明不足は否めない。</p>	<p>今回の改正は、中労委における審問の手续や尋問について、証人等の便宜のため、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議により実施しようとするものです。</p> <p>中労委の地方事務所は、労働組合法第19条の11第2項及び第3項並びに労働組合法施行令第23条の3及び別表第2により、地方調整委員が任命される区域に合わせて、西日本区域を管轄する西日本地方事務所が設置されており、法律・政令の下位法令に当たる労働委員会規則では、このことを前提に、ウェブ会議を利用した利便性の向上を図ることとしております。</p>
2	<p>審問期日について</p> <p>(1) 尋問について</p> <p>ア 真実発見機能が減退すること</p> <p>ウェブ会議による尋問では、真実発見機能が減退することは必至である。</p> <p>会社側担当者や経営者本人を尋問する際、労</p>	<p>民事裁判においてもIT化が進められ、令和4年5月に成立した民事訴訟法改正においては、民事裁判における口頭弁論や尋問を行う</p>

働者・労働組合を含めた傍聴者が見守る中で、直接問いかけるからこそ、安易な回答（証言）をさせず、事実を引き出し、真実に肉薄することができる。労働委員会の尋問では、代理人のみならず補佐人も、証人に対して質問することができ、組合員らが自ら真実に迫る重要な手段となっている。審問廷からも傍聴者からも隔絶され、モニター越しに行う尋問では、証人・本人の緊張感が薄れ、心理的ハードルが下がった状態で、事実と反する証言・陳述をする恐れがこれまで以上に高まることが危惧される。

また、中労委による心証の形成は、発問に対する回答内容のみならず、回答する際の証人・本人の口調や表情、手や身体の震え、発汗など、五感で感得しうるあらゆる態度や反応を含めてなされるものである。モニター越しの尋問では、これらの情報の伝達が制限され、心証形成に影響を及ぼしかねない。

中労委は、地方労働委員会による不当労働行為に係る命令に対する再審査を行う行政機関であり、真実発見機能の要請はより強い。真実発見機能の減退を防ぐためにも、ウェブ会議による尋問は相当ではない。

イ 手続の重要面で不明な点が多数あること

中労委と地方事務所とをウェブでつなぐというが、不明な点が多数ある。

地方事務所で尋問が行われるとして、誰が地方事務所で尋問に立ち会うのか不明である。中労委の事務局職員が地方事務所に立ち会うのではないかと予想されるが、従前の手続に関与しておらず、事件の中身が分かっていない職員が立ち会うのでは、尋問を円滑に実施することは望めない。

証人・代理人が公益委員の目の届かない地方事務所にて尋問を行う場合、不正（例えば、書証を示すとしてカンニングペーパー、あるいは、メモ書きも示すなど）を防止できるのかについても疑問を払拭することができない。不正防止や効果的な反対尋問には代理人や補佐人

こととされています。このことを踏まえ、中労委においても、ウェブ会議を利用して審問の手続や尋問を実施することとしたところで

地方事務所での職員の立会は規則の運用に関する事項と考えております。承った御意見を参考とさせていただきます、適切な運営に努めてまいります。

また、尋問を適正に行うため、ウェブ会議を利用する尋問は、

- ・証人を地方事務所に出頭させる（当事者は審問廷に出頭）
- ・当事者及び証人をいずれも地方事務所に出頭させる

場合に行うこととしています。

審問の公開は、現行規則のとおり、審問廷において行うことを考えており、今回の改正事項とはなっておりません。

今回の改正は、対面でのやりとりの効果を否定するものではありません。従来の対面でのやりとりにウェブ会議の活用を新たに加えることにより、証人等の利便性に配慮しつつ、尋問の適正な実施に努めてまいります。

なお、「当事者に異議がある場合にはウェブ会議による尋問は行えないとすることが不可欠である」との御意見については、改正民事訴訟法を参考に、ウェブ会議による尋問を行う際に当事者の意

が、証人・本人と対面することが不可欠と考えられるが、代理人や補佐人が地方事務所の尋問に立ち会うことができるのか、中労委と地方事務所に分かれて出席して尋問・傍聴することができるのかも不明である。

さらに、関係者が地方事務所で傍聴参加できるのかも不明である。地方事務所での傍聴が不可となれば、結局、中労委に出向いて、モニター越しでの傍聴参加となるが、これでは手続に直接関与している実感、審理が尽くされたという感覚を持ちにくく、組合員の立会の権利が妨げられることとなる。ウェブ会議による費用抑制効果も乏しく、遠隔地の当事者の利便を図ることができない。

ウ 地方事務所での対面での尋問手続の積極的活用が望ましいこと

遠隔地の当事者の利便を図ることは重要である。もっとも、尋問手続の重要性に鑑みれば、当事者の利便のために真実発見が害されては本末転倒である。

西日本地方事務所以外の地方事務所を復活させるのであれば、中労委と地方事務所をウェブでつないで尋問を実施するのではなく、中労委の公益委員及び事務局が地方事務所に出張して、対面での尋問を実施することで、当事者の利便を確保するとともに、真実発見にも資する。

これまでも中労委の公益委員が西日本地方事務所に出張して和解を成立させた事案もある。また、円満解決の実現のために、参与委員が遠隔地の当事者のもとを訪れて対面での面談を実施することも多い。これらは、中労委が対面でのやりとりが効果的であることを認識していることの証左である。

エ 小括

以上のことから、中労委における尋問について、中労委と地方事務所との間で、ウェブ会議により実施することができるよう、労働委員会規則の一部改正を行うことには反対である。む

見を聴くこととします。

	<p>しる中労委の公益委員及び事務局が地方事務所に出張して、対面での尋問を実施すべく運用を改めるべきである。</p> <p>なお、「労働委員会規則の一部を改正する規則案について（概要）」では、中労委と地方事務所との間でウェブ会議により尋問を実施することができる規則改正を行うとするが、具体的な要件が示されていない。ウェブ会議での尋問実施の要件すら明確に示さずに、規則改正を行うことは勇み足というほかない。少なくとも、組合員の立会い、傍聴の機会を確保すべく、当事者に異議がある場合にはウェブ会議による尋問は行えないとすることが不可欠である。</p> <p>(2) 尋問以外の手続について</p> <p>組合員にとって労働組合が申し立てている救済手続に対面で参加し、傍聴して見届けることは、組合員自身の権利であり、当事者が直接関わることにより審理の実効性・満足度・信頼感を高めることから、審問期日への補佐人の対面での参加や、審問期日の対面での傍聴を妨げることはあってはならない。しかし、モニター越しでは、手続に直接関与している実感、審理が尽くされたという感覚を持ちにくい。この点は、傍聴などを通じて支援する者にとっても同様である。ウェブ会議による審問の手続は、支援の運動の力や影響力を減殺するものでもある。</p> <p>こうした観点から、ウェブ会議による審問手続の実施は、直接・対面による手続の例外として、慎重に要件を限定すべきであり、当事者の選択権が十全に保障されるべきである。</p> <p>したがって、当事者の一方に異議がある場合にはウェブ会議による審問の手続は行えないとすべきである。</p>	<p>改正民事訴訟法を参考に、ウェブ会議による手続を行う際に当事者の意見を聴くこととします。</p> <p>御意見については、今後の適切な運用の参考にさせていただきます。</p>
--	---	---